

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	国民健康保険に関する事務(国保一般療養給付費事業)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、国民健康保険に関する事務(国保給付)における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険 給付(高額療養費・国保療養費・出産育児一時金・葬祭費・食事差額)
②事務の概要	国民健康保険被保険者の医療機関等での診療明細情報(レセプト)の管理、高額療養費の計算を行っている。 管理している情報から高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理を行っている。
③システムの名称	国民健康保険給付システム、収納消込システム、口座管理システム、滞納整理システム、市県民税システム、国民健康保険税システム、住民記録システム、宛名管理システム、国保都道府県集約システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. レセプト情報ファイル、2. 高額療養費支給情報ファイル、3. 療養費支給情報ファイル、4. 出産育児一時金支給情報ファイル、5. 葬祭費支給情報ファイル、6. 食事差額療養費支給情報ファイル、7. 高額介護合算療養費支給情報ファイル、8. 移送費支給情報ファイル、9. 高額該当引継情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第44項(国民健康保険法) 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2第3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 健康づくり推進課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。 ②特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行い、権限が付与された特定の職員のみが扱える環境にある。紙媒体については、鍵付きのキャビネットに保管し、時間外は庁舎の窓及び扉等すべてを施錠している。 また、情報システムへのアクセスは、ID、パスワード及び顔認証を設定し物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	特定個人情報ファイル名		高額該当引継ファイル	事前	
平成30年12月18日	IIしきい値判断項目 1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
平成30年12月18日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年11月19日時点		
平成30年12月18日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年11月19日時点		
令和1年6月20日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日時点	令和元年6月20日時点		
令和1年6月20日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年11月19日時点	令和元年6月20日時点		
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目なし	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和2年8月4日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月20日時点	令和2年8月4日時点		
令和2年8月4日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月20日時点	令和2年8月4日時点		
令和6年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一、第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付除組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一、第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」		
令和6年3月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所 総務部 総務課		
令和6年3月15日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日時点	令和6年3月1日 時点		
令和6年3月15日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月4日時点	令和6年3月1日 時点		
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険給付システム	国民健康保険給付システム、収納消込システム、口座管理システム、滞納整理システム、市県民税システム、国民健康保険税システム、住民記録システム、宛名管理システム、国保都道府県集約システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、EUCシステム		
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一、第30項 市町村長又は国民健康保険組合	番号法第9条第1項 別表第44項(国民健康保険法)		
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2第3項		
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である		
令和7年6月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。 ②特定個人情報の入手から保管、廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
令和7年6月30日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査を追加		
令和7年6月30日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年6月30日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である		
令和7年6月30日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		アクセス権限の管理を行い、権限が付与された特定の職員のみが扱える環境にある。紙媒体については、鍵付きのキャビネットに保管し、時間外は庁舎の窓及び扉等すべてを施錠している。 また、情報システムへのアクセスは、ID、パスワード及び顔認証を設定し物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。		